

第10章 生活の安定に関する措置

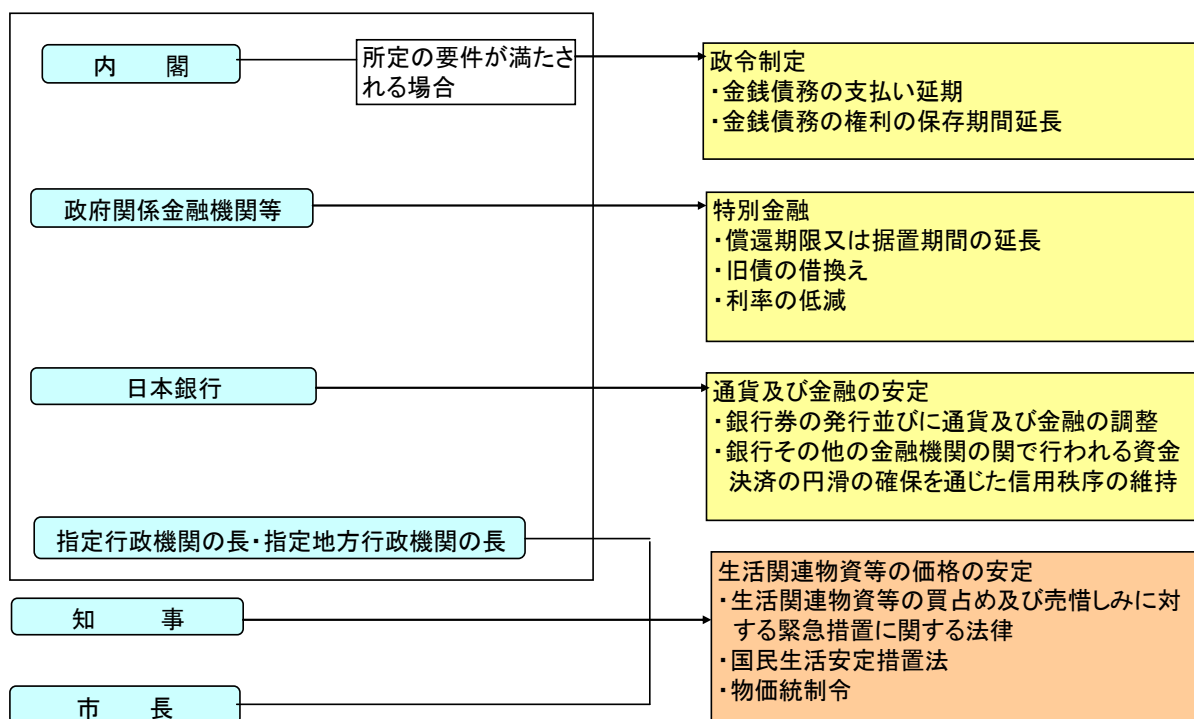
市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

[法第129条]

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

- (1) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に係る措置
- (2) 国民生活安定緊急措置法に係る措置
- (3) 物価統制令に係る措置



2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じる。

ア 被害状況の把握及び報告

市立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童・生徒及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

イ 応急教育の実施

学校の施設が被災した場合には、授業が長期間にわたって中断することを避けるため、応急教育を実施する。

ウ 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、不足数の状況により、県教育委員会と教職員の確保について連携を図る。

エ 学校給食対策

学校給食は、できる限り継続実施する。

オ 授業料の減免等

市教育委員会は、被災によって授業料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除する等の特別措置を講じる。

カ 学校施設の応急復旧

被害が軽微な校舎については、被害の程度を十分調査し、即時補修等の措置を行う。

被害が甚大で応急修理が不可能な場合は、校舎再建、仮校舎建設等の計画を立て、その具体化を図る。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等に係る書類の提出、納付又は納入に関する期限の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて行う。

3 生活基盤等の確保

[法第 134 条]

(1) 水の安定的な供給

水道事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

ア 応急的な措置

以下の手順で応急的な措置を実施する。

- ・ 緊急配水作業
- ・ 配水管等の被害調査
- ・ バルブ操作の作業

イ 水質の保全

- ・ 災害発生後は、原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。
- ・ 消毒施設に被害が生じた場合は、水質監視を強化し、必要な残留塩素濃度を確保するため、配水池における次亜塩素酸ナトリウムの注入を行う。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路及び港湾等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。